

2014年4月21日

情報通信技術(I T)政策担当大臣

山本 一太 殿

情報システムに係る政府調達制度の改善に関する提言

一般社団法人新経済連盟

代表理事 三木谷 浩史

当連盟において、標記について別添のとおり提言を作成いたしましたので、
よろしくお取り計らいください。

以 上

別添：「情報システムに係る政府調達の改善について」

情報システムに係る政府調達改善について

1. 問題意識

(1) 情報システムに係る政府調達は、便利で効率的な国民本位の電子政府を実現する上で重要な手続きであり、従来より、適切な競争環境の確保、コスト低減、最新技術の活用等が課題として指摘され対応が行われてきたところである(注1)。

今後は、いわゆるマイナンバー制度が構築・運用開始されていくことになる。そのような状況下では、政府全体の効率化や質の高い行政サービスとしての電子政府の実現はますます求められることになる。

(2) 一方で、一者応札などの課題は依然として存在し結果として高コストになっている可能性も政府部内で指摘されていることも事実である。適切な競争環境に向けたさらなる改善は引き続き必要である(注2、注3)。

(3) したがって、世界最先端 I T 国家の実現を標榜している日本としては、上記の課題を改善・解決することは喫緊の課題であり、効率的な電子政府の実現をするために、I T 担当大臣の強いリーダーシップのもとで所要の施策を推進していく必要がある。

(注1) 2007年3月1日各府省情報化統括責任者(C I O)連絡会議決定「情報システムに係る政府調達の基本指針」(以下、「基本指針」という)などで指摘されている。

(注2) 「行政改革推進会議」では政府調達の改善を定期的にチェックしており、一者応札を重点課題として取り上げている。本年3月14日の同会議の資料によれば、政府調達全体での一般競争入札における一者応札の割合は、減少傾向にあるが件数ベースで2012年度27%である。また、本年1月20日の同会議の資料では、「様々な改善策を講じても、結果として一者応札が継続する場合に、引き続き一般競争入札を実施すると落札価格が高止まる懸念といった課題等も洗い出された」との記述がある。

(注3) 昨今調達が行われたマイナンバー制度に関する2つのシステム(「情報提供ネットワークシステム」と「番号生成システム」)の設計・開発業者は、大手5社からなるコンソーシアムの1者応札となっている。

2. 当連盟の基本的な考え方

情報システムに係る政府調達においては、企業間の健全かつ公平な競争環境を徹底的に整備・推進することが必要である。このことにより、ガラパゴス的なシステムから脱却し、オープンで透明性の高い環境を整備し、イノベーションを反映した効率の良いシステムを追及していくべきである。

3. 具体的な改善施策の提案

以下の施策を講ずることにより、調達プロセスのさらなる透明性・公平性を担保し、健全な競争環境を確保しつつ、調達プロセスの改善をする。

(1) 調達プロセスにおける透明性・公平性の確保

基本指針では、調達プロセスが定められており、調達計画書と調達仕様書の内容の妥当性確認は各省庁のCIO補佐官が行い、政府全体の取りまとめ部局である総務省がさらに確認する仕組みになっている。各省庁のCIO補佐官及び総務省で確認を行う者が、過去にシステム構築の経験がある者であったり最新の技術について常にアップデートできているという状況であることまでを保つのは難しいと考えられる。したがって、外部有識者による評価の仕組みを導入することにより、より透明性と公平性を担保することが可能となるのではないかと考える。また、調達仕様書案は意見招請をすることになっているが、民間から出された意見をどのように反映するのかその扱いに関してもあいまいである。

したがって、電子政府に係るシステムなど大規模プロジェクトについては、政府CIOの直下に設置する外部有識者の会議が十分な時間を確保して確実に調達プロセスをチェックできる制度を導入すべきである。また、ネットなどの活用により個々の調達プロセスにつき多数の者の知見が集約され議論される場を構築する。

【チェック対象】

- ・ 調達計画書と調達仕様書の妥当性確認の結果
- ・ 調達部局による意見招請の反映の結果

【主な重点チェック項目】

- ・ 入札参加資格要件が適切か
(新規で参入を検討する事業者にとっても入札できる条件となっているか等)
- ・ 仕様書の記載内容が誰にとってもわかりやすく明確になっているか
- ・ 分割発注が考えられないか
- ・ ベンダーロックインになっていないか、特定の技術に依存していないか
- ・ オープンな標準の要求要件になっているか、技術革新等を踏まえた要求要件になっているか

【外部有識者の条件等】

- ・ 外部有識者は、過去にシステム構築の経験がありかつ十分な知見を有する者であり、最新の技術について常にアップデートできている者とする。
- ・ 当該外部有識者に選ばれた人が所属・関係する組織の入札は認めないこととする。

- ・有識者がベンダー企業との関係性が密になることを避けるための措置を講ずる。

(2) 企業共同体(ジョイントベンチャー)の扱いの変更

2002年より、企業共同体(ジョイント・ベンチャー)にも競争入札への参加機会を付与することとなっている。基本指針では、制度趣旨は、「入札参加資格が低ランクの者にも参加機会を拡充することに資する」ためと記述されている。しかしながら、現状は、大企業のみや資本関係のある特定企業グループ等のみからなるジョイントベンチャーが散見される。したがって、プロジェクトの内容により多種多様な技術が必要なため複数社でないと絶対に対応できないなどの特殊要因がある場合を除いて、大手企業のみや資本関係のある特定企業グループ等のみから構成されるなど実質的に多様な競争機会の提供を排除するようなジョイントベンチャーには競争入札への参加機会を与えないこととすべきである。

(3) 事後的な検証の仕組みと不正行為に対する罰則強化

- ① 1者応札になった案件については、政府CIOより積極的に公表する。
また、政府CIOの直下に有識者会議を設置し、当該案件が1者応札になった原因を分析し今後の改善策を提言する仕組みを導入する。
- ② 上記のほか、「情報システムに係る政府調達事例データベース」の有効活用等による積極的な見える化、政府CIOによる定期的な検証など調達内容のフォローアップが透明化されるよう、状況をトレースできる仕組みを導入する。
- ③ 上記の事後的な検証の仕組み等により受注者による不正行為が発覚した場合は、入札資格剥奪など厳格に罰則を適用する。

(4) 政府調達関連人材の育成

適正な調達計画書・使用書の作成・確認を行えることができる人材を内閣官房IT総合戦略室において育成する又は民間出向者や若い研究者などを政府に招き入れることとし、多人数の専門的な人材がプールされるようにする。

(5) その他政府調達の運用改善

意見招請や入札公告期間の長期化、ネット等を活用した調達情報の効率的な提供、参入可能者の積極的な把握・リスト化とそれらの者への情報提供の充実を図る。

以 上